

平成20年第4回定例会 壱岐市議会 会議録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成20年12月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第91号	壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第92号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第93号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第94号	壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第96号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第97号	壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第98号	公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第99号	普通財産の無償及び減額貸付について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第100号	字の区域の変更についての更正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第101号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第102号	平成20年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第103号	平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第104号	平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第105号	平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第106号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第107号	平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第108号	平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第109号	平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第111号	壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	認定第3号	平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	認定第4号	平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第22	認定第5号	平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	認定第6号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第24	認定第7号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第25	認定第8号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第26	認定第9号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第27	認定第10号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第28	認定第11号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第29	認定第12号	平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第30	陳情第4号	介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第31	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第32	報告第8号	平成19年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	産業経済部長 説明 質疑・報告済
日程第33	議案第112号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第34	議案第113号	壱岐市政治倫理条例の制定について	総務部長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第35	発議第10号	介護療養病床廃止中止を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第36	発議第11号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第37	閉会中委員会継続審査・継続調査申し出の件		申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件  
(議事日程第5号に同じ)

出席議員（23名）

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
16番	久間 進君	17番	大久保洪昭君
18番	久間 初子君	20番	瀬戸口和幸君
21番	市山 繁君	22番	近藤 団一君
23番	牧永 護君	24番	赤木 英機君
26番	深見 忠生君		

---

欠席議員（2名）

15番	馬場 忠裕君	25番	倉元 強弘君
-----	--------	-----	--------

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	柳原 隆次君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	小山田省三君
市民部長	米本 実君	保健環境部長	山内 達君
産業経済部長	山口 壽美君	建設部長	中原 康壽君
病院事業管理監	市山 勝彦君		
病院管理部長兼病院事務長			山内 義夫君
教育次長	白石 廣信君	財政課長	牧山 清明君
会計管理者兼会計課長			目良 強君

---

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

馬場忠裕議員、倉元強弘議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は23名であり定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告いたします。3つの各常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、一支国博物館建設等に関する調査特別委員会の計6つの委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付いたしておりますので御高覧をお願いします。

また、本日、白川市長より追加議案3件の送付があり、議事日程表に追加いたしておりますので御了承願います。

ここで市長より行政報告の申し出があります。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。追加行政報告をさせていただきます。

一般質問の中で本日までに結論を出すと申し上げておりました一般廃棄物処理計画についてでございます。

私が、「ごみ焼却施設、灰溶融炉を廃止する」という決断をいたしましたまでの経緯を申し上げます。

私は選挙マニフェストの中で、80億円を超える巨費を投ずる一般廃棄物処理計画、このうちごみの焼却関係では約32億円でございまして、を見直し、経費を削減することを約束いたしました。7月に発しました「壱岐市循環型島づくり宣言」に基づき見直しを進めまして、8月には溶融炉を廃止して、運転経費を含め16億5,000万円を節約する方向を発表いたしました。

しかし、その後、溶融炉に変わる処理方法、具体的には焼却灰をセメント原料とするという方法でございますが、について、地元住民の皆様が安心できる十分な保証を取ることができませんでした。私は、島全体のため、焼却場を受け入れていただく地元の皆様に、これ以上の不安と苦渋をもたらすことはできないと判断いたしまして、9月に灰溶融炉廃止を断念いたしました。

ところが、その後の溶融炉廃止を求める住民の声の高まりに、何より市民とともに歩むことを第一とすべき市長として、事態の解決策に悩みました。

そこで、セメント会社に再度交渉する一方、地元住吉地区の皆様をお願いに伺いました。その結果、1つに、仮保管灰は新焼却施設で可燃ごみとともに焼却し、10年間で処理を行う。これは当初の協定どおりでございます。2番目に、社会情勢の変化により焼却灰のセメント原料としての処理が危惧される状況が発生した場合、その時点で早期に焼却灰を処理できるように対応す

る、ということで了解していただきました。

ここで申します、早期に焼却灰を処理できるよう対応するということは、記載はいたしておりませんが、この時点で溶融炉の設置をして、溶融処理もご置きますし、その時点で新しい技術が開発されて確立されておれば、その新しい技術によって対応するということで御理解をお願いいたします。住吉地区の皆様には、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後、県及び国との変更手続等が残っておりまして、年内にも協議に伺うようにいたしております。それを踏まえ、最終的に計画変更の承認が得られましたときに、セメント原料として処理できるようになると考えております。

私の判断は、結果として二転三転してしまいました。率直にそのことを反省し、市民の皆様におわびを申し上げます。と同時に、私はこの一連の迷走の中から1本の棒のようなものを再確認させられました。それは、皆様にお約束したマニフェストを実現・達成するために、市民の皆様に御理解いただき、ともに邁進するというところでございます。

私のマニフェストで、残る総人件費の1割以上圧縮につきましては、職員の理解によりまして、現在、給与の5%カットを実施いたしまして、その第1歩を踏み出したところでございます。市民病院の改革につきましても、近く着手をする予定にいたしております。

壱岐は今、大変困難な状況でございます。私は公約の達成だけでなく、島全体を活性化するため全力で立ち向かいます。どうぞ皆様のお力をお貸しください。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これで行政報告を終わります。

---

### 日程第1. 議案第91号～日程第31. 陳情第5号

○議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についてから、日程第31、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情まで、31件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をします。

議案第92号壱岐市行政組織条例の一部改正について、原案可決。議案第93号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。議案第94号壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第97号壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止について、原案可決。議案第98号公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について、原案可決。議案第99号普通財産の無償及び減額貸付について、原案可決。議案第108号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第111号壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定について、原案可決。

次に、決算認定についての委員会審査報告です。認定第10号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第10号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定すべきものと決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

次に、陳情についての委員会審査報告です。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告します。

受理番号、陳情第5号、付託年月日、平成20年12月10日、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置としましては、意見書の提出を行うようにいたしております。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、総務文教常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑ありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会審査報告をいたします。

まず、議案についてであります。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第96号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、原案可決。議案第103号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第104号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第107号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第2号)、原案可決であります。

次に、決算認定についての委員会審査報告をいたします。認定第4号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第9号については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

なお、今回は付帯意見をつける予定はありませんでしたが、現在の入所者の切なる願いもあり、口頭で意見を申し述べます。

さきの委員会の審査の中でも議論されましたが、30数名の増員も可能、積立金も相当あり、単独でもやれないことはない。要は市長の決断という状況に至りました。

この二、三年、委員会報告のたびに「予算が」とか、「国・県の認可が問題」とか、今の市長に至っては「民営化も含めて」とか話は出ても、一向に進展の話はありません。

厚生委員会としては、平成21年の3月定例会の市長市政方針の中に実施する旨を明記し、新年度の中で増改築に向けた事業進展が図られるよう強く要望するものであります。

次に、陳情についての委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告いたします。

陳情第4号、付託年月日が平成20年12月10日。件名が介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置としては意見書提出であります。

以上であります。

○議長（深見 忠生君） これから、厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） 委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定について、原案可決。議案第100号字の区域の変更についての更正について、原案可決。議案第101号市道路線の認定について、原案可決。議案第105号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案可決。議案第106号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第109号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

なお、付託を受けておりました議案第95号壱岐市手数料条例の一部改正については、県から権限移譲された屋外広告物の許可等の事務について、権限移譲前から登録の更新がなされていないものが十数件あり、また未登録の屋外広告物もあると思われることから、県との十分な協議、さらに慎重な調査が必要と判断し、閉会中の委員会継続審査とすることに決定いたしましたので報告いたします。

続きまして、決算認定について委員会報告をいたします。

認定第7号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第8号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第7号、認定第8号、認定第11号、認定第12号については、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

委員会の意見でございますが、水道使用料の徴収については、訪問徴収や分納誓約等、鋭意努力はされているものの、過年度からの滞納や高額滞納者も見受けられます。新たな滞納の発生を抑制するためにも、悪質な滞納者に対しては、速やかに給水停止等の措置を積極的に講じて、未収金の早急な解消に向け、なお一層の努力を尽くされるよう強く要請します。

芦辺港ターミナルビルについては、利用者の利便性と施設の有効活用の観点から、一元化についての市としての方向性を明確にし、隣接する砂置き場等の件も含めて、解決に向け早急に長崎県や九州郵船との交渉に臨みたい。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。小金丸予算特別委員長。

[予算特別委員長（小金丸益明君） 登壇]

○予算特別委員長（小金丸益明君） 委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市会議規則第103条の規定により報告します。

議案第102号、件名、平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長報告を終わります。

[予算特別委員長（小金丸益明君） 降壇]

○議長（深見 忠生君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。深見義輝決算特別委員長。

[決算特別委員長（深見 義輝君） 登壇]

○決算特別委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告を行います。

認定第3号平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第3号平成19年度壱岐市一般会計決算認定については、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、壱岐市会議規則第103条の規定により報告します。

委員会意見、市税及び使用料、手数料等において収入未済額が計上されている。市民の税等に対する納税の公平性の観点からも、早急な解決策を図るように強く要望する。特に回収が困難となる滞納繰越分については、事務が日常化することなく、各課を通じて計画性を持って速やかな対応を求める。

本市の財政状況においても、地方交付税の減少など多種多様な要因のもと、今後、厳しい状況が予測される。さらなる政策評価の実施により、各事業及び各種団体補助金等の見直しにより、適正な行財政運営を強く要望する。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、決算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

[決算特別委員長（深見 義輝君） 降壇]

○議長（深見 忠生君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、各議案について、討論、採決を行います。

まず、はじめに議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号壱岐市行政組織条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第92号壱岐市行政組織条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第92号壱岐市行政組織条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号壱岐市税条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第93号壱岐市税条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第93号壱岐市税条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正についてに対する討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第94号壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第94号壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第96号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第96号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第97号壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第97号壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号公平委員会の事務の委託に関する規約の変更についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第98号公平委員会の事務の委託に関する規約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第98号公平委員会の事務の委託に関する規約の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号普通財産の無償及び減額貸付についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第99号普通財産の無償及び減額貸付についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第99号普通財産の無償及び減額貸付については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号字の区域の変更についての更正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第100号字の区域の変更についての更正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第100号字の区域の変更についての更正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号市道路線の認定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第101号市道路線の認定についてを採決します。この採決は起立によって行

います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第101号市道路線の認定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第102号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第102号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第103号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第103号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第104号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第104号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第105号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第105号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第106号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第106号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第107号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。この本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第107号平成20年度壱岐市後期高

齡者医療事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第108号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第108号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第109号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第109号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第111号壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第111号壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第3号平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第3号平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第4号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第5号平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第6号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第7号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第8号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第8号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第9号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第9号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第10号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第10号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第11号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第11号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、陳情第4号介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第4号介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第4号介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

次に、本日提出されました追加議案3件について審議します。

---

### 日程第32. 報告第8号

○議長（深見 忠生君） 日程第32、報告第8号平成19年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしました追加議案につきましては、担当部長に説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 報告第8号平成19年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について御説明をいたします。

平成19年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。本日提出でございます。平成20年11月28日に定期株主総会を開催されてあります。

2ページから4ページが事業報告でございます。4ページをお開きいただきます。主な故障のところが御報告いたしたいと思ひます。

2月2日に、1号機がコイルの破損により損傷し、2月28日に運転を再開いたしております。

3月2日に落雷が起こりまして、開閉所内の機器、ブレード等々が故障をいたしまして停止をいたしております。1号機の運転の復帰が5月31日でございます。2号機の運転復帰が7月11日でございます。

こういう状況の中で、19年度の稼働率といたしましては、44.4%でございます。目標といたしましては70%以上ということでございますので、19年度に対しては大変な損失が起こっております。

それから、ここで表の中に書いておりますのでちょっと御報告いたしますが、その他の収入金のところでございますが、売電がうまくいかなかった関係で、資金不足が生じております。そういう状況の中で、5月に200万円、6月に600万円、「株式会社なかはら」から一時借入れを行っております。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表でございますが、資産の部で流動資産が5,556万4,631円、固定資産が8,878万9,189円、繰り延べ資産が1,689万7,256円、資産の部の合計が1億6,125万1,076円でございます。負債の部でございますが、流動負債8,293万1,066円、固定負債8,363万円、負債の部の合計が1億6,656万1,066円。純資産の部でございますが、株主資本といたしましてマイナスの530万9,990円、純資産の部の合計が同額でございます。負債及び純資産の部の合計が1億6,125万1,076円でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。損益計算書でございますが、純売上高が1,871万4,637円、売上原価といたしまして1,803万6,455円、売上総利益といたしまして67万8,182円でございます。販売費及び一般管理費でございますが386万9,869円、営業損失といたしまして319万1,687円となっております。営業外収益が59万2,851円、営業外費用が507万1,488円、経常損失が760万5,984円となっております。特別利益といたしまして、保険金の受け取りが5,110万円、特別損失といたしまして、事故の修繕費等が5,881万4,953円、当期純損失といたしまして1,563万5,137円となっております。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。製造原価報告書の中で損害保険料の欄がございますが、ここの中に機械設備にかかる保険料として208万6,650円ございますが、今回の事故により、この保険料が来期から若干上がるんじゃないかなと想定をいたしておるところでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。株主資本等変動計算書でございますが、前期末残高が純資産の部で1,032万5,147円、当期純損益金がマイナスの1,563万5,137円ということで、当期末残高がマイナスの503万9,990円となっております。

今後の見通しでございますが、順調よく売電することが基本でございます。十八銀行の借入れが2,495万円残っておるわけですが、これが平成22年度で償還が完了する予定でございます。

それと、今回の修理で機械の更新ができて、今後、修理費が減少する見込みでございます。そういう状況の中で、今後、業績は上向いてくると思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 2ページ目の19年12月21日のBTBの重故障で、1号機焼損して故障しているのですよね。そして、また20年1月11日、また1号機、同じところですよね。それと、2月にまた同じ分ですね、1号機ですから。何で、この3回も期間がひっついてこういう故障が起きたのか、この辺の原因は究明されたんですか。

それから、4ページのこのA3版です。発電事業実績表の中に、19年12月の右のコメントの中に、12月21日、1号機ですよ、発電機内に云々書いてありますよね。そして、1月12日、2号機なんですよ。何でこの12月21日のときに、発電機内に雨の浸入を防止するような方策を講じとけば、この1月の故障はなかつとるんやないですか。

この辺は技術者として常識やないですか。例えば、1号機の原因は、じゃあ、2号機もちょっと見てみようかなということは、これはもう初歩的なものでしょう、技術者の。何でここ、せんやったとですか。そして、何でこれ、業者あたりに指摘せんやったとですか。そこ2点、ちょっと質問いたします。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 御指摘のBTB重故障のところにつきましては、詳細につきましてちょっと把握をいたしておりません。

それと、先ほどの12月21日と1月12日の故障につきましても、同じところということで言われております。その辺につきましては、こちらのほうといたしましても、経営、現場等に携わっておりませんでしたのでよくわかりません。今後はきちっと指導をしたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 2番目の1号機、2号機の関係は、例えば壱岐の水道のメーターなどでも一緒ですけど、落雷でいろいろ故障しますよね。やっぱりしようがないですよ。

だから、恐らくこれが故障したら、例えば、郷ノ浦のが故障した、芦辺も同じ機種だから、ああ、ここを取りかえて、雷サージあたりつければ防止できるなっていうのがわかるわけですから、次の故障に向けた対策をしとけば、要らん金が要らんとですよ。

恐らくこれ、発電機とかなんとかですから、1万円、2万円じゃないですよ。もうすぐ100万円とか200万円とか300万円とか要るんですよ。どうかしたら1,000万円単位の金がかかるわけですよ。

だから、そこはもうちょっと市のほうも頭の中に入れて、業者を指導するなり、そのようにしていただきたいという気がいたしますがいかがですか。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 近藤議員御指摘のように、同じ箇所の故障等が繰り返さないように、今後、十分注意して指導をしたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 要するに、この2番目の質問で、2号機の修理に幾らかかったのか、まあその辺もあとで報告でいいですのでお願いします。要するに要らん故障、無駄な故障だったんですよ。

以上です。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。1番、音嶋正吾議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 私は、報告が今日に至ったことに対して、ひとつ何でそうなるのかなど、いつも考えているわけです。

従来からこれは、12月定例議会冒頭で提案をされております。そして、十分に検証する時間がございません。そして、見てみますと、11月21日に監査は終わっているわけですね。十分、12月の議会の冒頭で、これは出せると思うんですね。そうした面で、やはり冒頭でこういうのは出してほしい、それを強く要望しておきます。

もう中のことはくどくど言いません。しかし、おかしいじゃないかと思うんです。冒頭で出しなさいと、この件に関しては、市長、どうですか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 御指摘の件でございますけど、21日に監査あっておりますけど、株主総会は11月28日でございます。急げばできなかったことはないかと思っておりますけど、その御意見は真摯に受けとめさせていただきます。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで報告第8号についての質疑を終わります。

以上で、報告第8号平成19年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告を終わります。

---

### 日程第33、議案第112号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第33、議案第112号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山内保健環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 議案第112号について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案の理由でございますけれども、政令の改正に伴うもので記載のとおりでございます。議案に添付の資料の新旧対照表に基づいて御説明をさせていただきます。

今回の一部改正でございますけれども、1項については、去る12月5日に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、同法第36条の規定に、通常の妊娠・分娩で脳性まひになった者の補償と原因分析、再発防止が主な内容のものでございます。

それから今回、新たに創設されました、産科医療補償制度に加入している医療機関での分娩につきまして、その保険掛金分の3万円を現行の出産育児一時金35万円に加算するというものでございます。

なお、壱岐市におきましては、今議会において市民病院の手数料条例の一部改正をお願いをいたしておりますように、市民病院、それから品川病院が産科の医療をやっておられますけれども、両病院ともこの保険には加入をされております。

それから、先ほど3万円の上乗せということでございますけれども、これ3万円のうち財源内訳でございます。国費として3分の2、それから市のほうが3分の1の負担ということになります。

それから、2項についてでございますけれども、7条を次条に改めるということでございますけれども、これについては単なる語句の整理の都合上でそうなっております。

それから附則でございますけれども、この条例は平成21年1月1日から施行するをいたしております。

以上で、議案第112号についての説明を終わらせていただきます。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 委員会付託がありませんので、ちょっと聞いておきます。

新旧対照表で、同じ日付になっていますが、この辺でいいのかなという気がいたしますが、それと、文言の中に大正15年勅令第243号、後で資料をお願いしたいとですが。

内容、以上です。

○議長（深見 忠生君） 山内保健環境部長。

○保健環境部長（山内 達君） 後でお届けいたします。（「日付のほうは」と呼ぶ者あり）条例の制定日ですから同時となっております。

○議長（深見 忠生君） いいですね、近藤議員。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第112号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第112号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第112号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34. 議案第113号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第34、議案第113号壱岐市政治倫理条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案説明に入ります前に、今回の政治倫理条例（案）の作成の経緯について説明をいたします。

今回提出の条例案は、議員皆様がさきに協議され素案された条例案をベースに、市長等に関する事項を加えて作成をしたものでございます。

それでは、議案第113号壱岐市政治倫理条例の制定についてを説明いたします。

壱岐市政治倫理条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として、壱岐市議会議員並びに市長副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。条例の内容について御説明をいたします。

第1条でございますが、ここには目的を掲げております。この条例は、市政が市民の厳粛な信

託によるものであることを認識し、その付託に答えるため、壱岐市議会（以下「議員」という。）、並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）が、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とするをいたしております。

第2条では、議員及び市長等の責務について記載をいたしております。

第3条では、市民の責務について記載をいたしております。

第4条では、政治倫理条例の基準について記載をいたしております。1項については、（1）から（5）項目にわたって記述をいたしております。1項に（1）につきましては、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないことを記載いたしております。

2ページをお開き願います。（2）につきましては、寄附等についての記載でございます。

（3）につきましては、市民全体の利益のみをその指針として、金品の授受に関する規定をいたしております。（4）でございますが、ここには不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことの記載でございます。（5）でございますが、ここでは権限または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないことの記載でございます。

第2号につきましては、議員、市長等は、疑惑の解明とその責任についての記載をいたしております。

第5条でございますが、ここでは市の公共工事等に関する遵守事項について記載をいたしております。第5条中、地方自治法第92条、第142条、第166条、第180条の5第6項、第7項の関係等でございますが、ここには議員、市長、副市長、それから教育委員会の委員、ここでは教育長を指しますが、兼業の禁止等についての規定でございます。

以下記載のとおりでございます。

第6条では、政治倫理審査会の設置について記載をいたしております。第6条、政治倫理に関する必要な事項を調査するために、法第138条の4第3項に基づきこの第183条の4第3項については、委員会の委員及び附属機関の設置に関する規定でございます。市長の附属機関として、壱岐市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置くをいたしております。

第2号では、審査会は6人以内の委員をもって組織するをいたしております。

第3号でございますけれども、ここでは、委員の任命についてを記載いたしております。これは議長と市長が協議の上、市長が任命するをいたしております。

第4号でございますが、ここは任期について記載をいたしております。審査会の委員は4年とし、引き続いての再任はできないと。委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするをいたしております。

第5号でございますが、ここでは審査会の公開、非公開についての記載でございます。

第6号につきましては、守秘義務につきまして記載をいたしております。

第7条でございますが、ここには第1号から第4号まで、市民の調査請求権について4項目にわたって記載をいたしておるところでございます。

第1号でございますが、市民は議員及び市長等が第2条、第4条及び第5条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添えて、法第18条に定める選挙権を有する者の中から、100分の1以上の連署とともに文書で議員にかかわる者については議長に、市長等にかかわる者については市長に調査を請求することができることといたしております。

以下、記載のとおりでございます。

第8条につきましては、政治倫理違反の審査について、5項目にわたって記載をいたしております。

4ページをお開き願います。第9条では、議員または市長等の協力義務について記載をいたしております。

第10条につきましては、照会について記載をいたしております。

第11条でございますが、虚偽陳述等の公表について記載をいたしております。

第12条は、収賄罪等宣告後における説明について記載をいたしております。第12条第1号中、この刑法第197条から第197条の4まで、また、198条の規定でございますが、これは収賄・贈賄等の規定でございます。

第13条でございますが、ここでは収賄罪と確定後の措置について記載をいたしております。第13条の1号中、公職選挙法第11条第1項の規定でございますが、これは選挙権及び被選挙権を有していない者の規定でございます。それから第2号でございますが、ここで法第134条及び第135条の規定でございますが、第134条は、地方自治法でいいます懲罰理由、それから第135条は、懲罰の種類及び除名の手続についての規定でございます。

第14条については、遵守事項における違反の行為に対する措置についての記載でございます。

第15条では委任でございまして、この条例に定める者のほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定めるといたしております。

附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第113号壱岐市政治倫理条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第113号壱岐市政治倫理条例の制定については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第113号壱岐市政治倫理条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第113号壱岐市政治倫理条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第35. 発議第10号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第35、発議第10号介護療養病床廃止中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。22番、近藤団一議員。

〔提出議員（近藤 団一君） 登壇〕

○提出議員（22番 近藤 団一君） 発議第10号について、説明します。

別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。介護療養病床廃止中止を求める意見書（案）でございます。

政府は第164通常国会において「医療制度改革関連法」を成立させ、2012年3月末で12万床の介護療養病床を廃止し、2006年現在、23万床ある医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟を除く。）を15万床に削減することとした。

しかし、一昨年、厚生労働省がまとめた都道府県の療養病床アンケート調査では、日中、夜間とも、自宅では介護できる人がいないとの回答が、医療療養病床54.3%、介護療養病床61.4%にも上っている。

また、同調査では、医療療養病床における医療区分1のうち、最低でも59.7%の患者が、都道府県が例示した医療処置を実施しており、介護療養病床における医療区分1のうち最低でも58.4%が、都道府県が例示した医療処置を実施していることが判明している。

こうした中で、医療療養病床については、今年、都道府県が策定した2012年度の療養病床の目標数が、現在の医療療養病床とほぼ同じ22万床となり、医療現場や患者の状況を踏まえて、政府はこれを追認することとしている。

しかし、介護療養病床についても、現場や患者からは廃止中止を求める声が大きく広がっているにもかかわらず、いまだには中止には至っていない。介護療養病床の転換先として、介護療養型老人保健施設などが示されているが、介護療養型老人保健施設は、夜間の医師や看護職員の配置が手薄になるなど、現在の介護療養病床のように必要な医療を提供することは困難である。このまま介護療養病床が廃止されれば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」、「介護難民」が各地であふれることが明らかである。

については、地域住民がいつでも、どこでも、安心して必要な入院医療が受けられるようにするために、下記の事項を要望する。

記、1つ、介護療養病床廃止の計画を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年12月11日、長崎県壱岐市議会、提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第10号介護療養病床廃止中止を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第10号介護療養病床廃止中止を求める意見書の提出について採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第10号介護療養病床廃止中止を求める意見書の提出について、原案のとおり可決されました。

### 日程第36. 発議第11号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第36、発議第11号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。2番、町田光浩議員。

〔提出議員（町田 光浩君） 登壇〕

○提出議員（2番 町田 光浩君） それでは、2番、町田光浩が御説明申し上げます。

発議第11号、提出者、壱岐市議会議員町田光浩、賛成者、壱岐市議会議員音嶋正吾、同じく田原輝男です。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、壱岐市議会会議規則第14条の規定により案を提出します。

案を読み上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは、「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっています。

しかし、政府与党合意によって、2006年度から義務教育費国庫負担金については、国負担が2分の1から3分の1に変更されました。3分の1にすることは、地方交付税に依存する割合が高まることとなります。地方交付税の削減は必至といえます。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではありません。

現在の「三位一体」改革の議論では、国と県、市町村の役割分担や財源配分のあり方を明らかにしないまま、国庫補助負担金の削減を優先した検討がされています。義務教育費国庫負担金全額を廃止して、その分が税源移譲されたとしても、本県のように税源の乏しい地方団体は財源不足に陥り、県財政を圧迫することが予想されます。教育行政の推進に多大な影響を及ぼすことは明らかです。地方の自由度を拡大をするための改革であるならば、現在の義務教育費国庫負担制度を維持しながら、地方の裁量で何ができるかといった見直しをこそ進めるべきです。

教育予算は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは憲法の保障するところです。

よって、政府におかれましては、義務教育費国庫負担制度の基本理念に基づき、現行制度を引き続き堅持されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成20年12月19日、長崎県壱岐市議会、提出先としまして、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（町田 光浩君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第11号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第11号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第11号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第37. 閉会中委員会継続審査・継続調査申し出の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第37、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の審査及び調査中の事件につきまして、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。今定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、白川市長よりあいさつの申し出がありますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日は、平成20年第4回定例会の最終日を迎えまして、議員の皆様方には慎重な御審議をいただきまして、すべての議案について可決をいただきましてありがとうございました。

また、一支国博物館の関連問題、そして一般廃棄物処理問題等につきましては、公明な御判断をいただきまして厚くお礼を申し上げます。今年の平成20年中の議員皆様の御協力に感謝いたしますとともに、来年がいい年でありますようにお祈りいたしまして閉会のごあいさついたします。まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、平成20年第4回壱岐市議会定例会を閉会いたします。大変皆様お疲れでございました。ありがとうございました。

午前11時42分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 鶴瀬 和博

署名議員 中田 恭一